

# 令和6年度 総 会

開催日：令和6年6月13日(木)13:30~14:30

場 所：子どもアート・メゾン多目的研修室

※自己紹介

## 次 第

- 1 開会のことば
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選任
- 4 議事
  - (1) 議案第1号 令和5年度事業報告及び活動決算について
  - (2) 議案第2号 令和6年度事業計画（案）及び活動予算（案）について
  - (3) 議案第3号 任期満了に伴う役員の改選について
  - (4) その他 議事録署名人選任
- 5 その他
- 6 閉会のことば



特定非営利活動法人  
相馬フォロアチーム

# 令和6年度 総 会 報 告

開催日：令和6年6月13日(木)13:30~14:30

場 所：子どもアート・メゾン多目的研修室

※自己紹介

## 次 第

- 1 開会のことば
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選任
- 4 議事
  - (1) 議案第1号 令和5年度事業報告及び活動決算について
  - (2) 議案第2号 令和6年度事業計画（案）及び活動予算（案）について
  - (3) 議案第3号 任期満了に伴う役員の改選について
  - (4) その他 議事録署名人選任
- 5 その他
- 6 閉会のことば



特定非営利活動法人  
相馬フォロアチーム

# 令和6年度 理事会

開催日：令和6年6月13日(木)13:00~13:30

場 所：子どもアート・メゾン多目的研修室

※自己紹介

## 次 第

- 1 開会のことば
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選任
- 4 議事
  - (1) 議案第1号 令和5年度事業報告及び活動決算について
  - (2) 議案第2号 令和6年度事業計画（案）及び活動予算（案）について
  - (3) 議案第3号 任期満了に伴う役員の改選について
  - (4) その他 議事録署名人選任
- 5 その他
- 6 閉会のことば



特定非営利活動法人  
相馬フォロアチーム



## 令和5年度事業報告書

### 【心理ケア事業】

#### 1 事業の実施内容

震災による子どもへのPTSD対策や心理相談支援を行うため、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が被災小・中学校及びLVMH子どもアート・メゾンで心理相談活動を実施した。また、被災した子どもに生きる力を育むための情操教育および社会性育成の支援を行った。

#### 2 事業の実施状況

##### (1) 学校巡回カウンセリング

- ① 回数：延べ 251回
- ② 対象：中村第二小学校 80回、中村第二中学校 85回、  
磯部小学校 46回、磯部中学校 40回
- ③ 内容：東日本大震災による津波等被害を受けた小・中学校を中心にカウンセラーが定期的に巡回し、児童・生徒とその保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を実施した。

##### (2) LVMH子どもアート・メゾンにおける心理相談

- ① 件数：延べ 579件
- ② 内容：LVMH子どもアート・メゾンの相談室において、相馬市に在住する乳幼児から18歳までの子どもを対象に、またその保護者を対象に子育て相談・心のケアを行った。

##### (3) 相馬看護学校との連携事業

- ① 件数：延べ 18件
- ② 内容：相馬看護専門学校の学生に対し、心理支援活動を行った。

##### (4) 家族・専門家向け講習会

- ① 回数：1回
- ② 内容：今年度は、市内の幼児・園児・児童・生徒の保護者、及び学校教員、SC等の支援者を対象に、対面形式にて9月に1回実施した。保護者のストレスマネジメントに関する講義や演習を行った後、グループワークで日頃の子育てについて話し合う交流の場を設けた。

(5) 心理支援活動

- ① 件数：21件
- ② 内容：知能検査を7件行った。関係者会議（教育相談員等関係者会議や要保護児童対策協議会）へ14回出席した。

(6) 関係機関との連携

- ① 回数：延べ 392回
- ② 内容：医療・福祉・学校といった関係機関との連携を行った。

(7) 震災遺児・孤児に対するケア

令和5年度の震災遺児・孤児調査の対象児童・生徒は2名であった。当該児童・生徒においては1学期末と3学期末に、担任や養護教諭等から学校生活などについての情報を収集しカルテを作成した。作成したカルテは市教育委員会に提出した。

### 3 事業実施の成果

津波被災地域の子ども、保護者、教職員等に対し心のケアを行った。震災から13年を経過した今でも、一部の子どもたちには、家庭環境の変化により精神疾患や発達障害様の症状を呈する例もあり、継続的な観察、カウンセリング及び心理社会的支援が必要とされる。

昨年度も津波被災地域のみならず、相馬市民の子育て相談施設として、その機能を果たすよう活動を行った。相談件数は、579件と前年度よりも250件以上増加した。相談内容は、不登校や発達障害の特性に関する相談、人間関係に関する内容など多岐に渡る。なかには、緊急対応として学校に支援に入ってから、継続的な訪問カウンセリングを行っているケースもある。相談方法としては、オンライン支援（電話相談やメール、SNS相談）での相談件数が全体の半数近くを占め、今後も手軽なツールとして利用されると推測される。

#### 【学力向上事業】

被災した子どもたちの学力向上をサポートするため市教育委員会と東京大学学生ボランティアの連携による学習会（相馬寺子屋学習会）を、昨年度は計画通り18回実施し、190名の生徒が参加した。

成果として、「質問しづらい中学生がいるのではないか。」という東大生の意見を参考に、学習時間の中に座談会を入れ、大学生と中学生が打ち解けやすく、少しずつコミュニケーションが深まっていく場面も増えたという意見があった。

#### 【交流事業】

令和4年度から新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、東京大学見学会やプール学院との交流は、計画しないこととなった。

# 財務諸表の注記

## 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正  
NPO法人会計基準協会)によつてます。

### (1)消費税等の会計処理

税込処理である。

### (2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算に計上していません。

## 2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	心 理 ケ ア 事 業	寺子屋ふれあい 事 業	プ ー ル 学 院 交 流 事 業	合 計
(1) 人件費				
給料手当	9,780,000	—	—	9,780,000
法定福利費	1,210,378	—	—	1,210,378
人件費計	10,990,378	0	0	10,990,378
(2) その他経費				
旅費通信費	514,537	—	—	514,537
賃借料	1,186,249	—	—	1,186,249
その他事業費	1,220,587	1,163,300	—	2,383,887
その他経費計	2,921,373	1,163,300	0	4,084,673
合 計	13,911,751	1,163,300	0	15,075,051

事業の共通経費がある場合は、スタッフの従事割合で案分する。

# 令和5年度活動計算書

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取寄付金		
受取寄付金		0
2 受取助成金等		
受取補助金		0
3 事業収益		
委託料収入		23,045,000
相馬看護学校委託料収入		200,000
4 その他収益		
受取利息		81
雑収入		55,650
固定資産売却益		340,398
経常収益合計		23,641,129
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	9,780,000	
法定福利費	1,210,378	
人件費計	10,990,378	
(2)その他の経費		
旅費通信費	514,537	
賃借料	1,186,249	
その他事業費	2,383,887	
その他経費計	4,084,673	
事業費計		15,075,051
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	3,320,661	
法定福利費	315,979	
人件費計	3,636,640	
(2)その他の経費		
旅費通信費	278,708	
減価償却費	1,466,708	
賃借料	642,551	
租税公課	1,070,300	
その他管理費	661,152	
その他経費計	4,119,419	
管理費計		7,756,059
経常費用合計		22,831,110
当期経常増加額		810,019
当期正味財産減増加		810,019
前期繰越正味財産額		10,819,844
次期繰越正味財産額		11,629,863

# 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
東邦銀行普通預金 (No.1035128)	3,959,609		
前払費用 R5年度家賃2件分	1,324,800		
未収入金 受託料(相馬市)	4,610,100		
流動資産合計		9,894,509	
2 固定資産			
車輜運搬具			
フリードスパイク(中古) (福島502な4246)	1		
ミライース(中古) (福島581た7410)	1		
Nワゴン(新車) (福島583さ6200)	1,189,037		
Nワゴン(新車) (福島583す6200)	1,384,800		
車輜運搬具合計	2,573,839		
什器備品			
リコープリンター	1		
知能検査コンプリートセット	1		
知能検査セット	1		
事務所書庫	81,403		
什器備品合計	81,406		
固定資産合計		2,655,245	
資産合計			12,549,754
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
3月分 電話料	14,046		
3月分 水道光熱費	18,664		
3月分 社会保険料	281,811		
未払消費税等	540,900		
未払金合計	855,421		
預り金			
1~3月分 源泉税	64,470		
流動負債合計		919,891	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			919,891
正味財産			11,629,863

# 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現金預金	3,959,609		
前払費用	1,324,800		
未収入金	4,610,100		
流動資産合計		9,894,509	
2 固 定 資 産			
車輛運搬具	2,573,839		
什器備品	81,406		
固定資産合計		2,655,245	
資 産 合 計			12,549,754
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未払金	855,421		
預り金	64,470		
流動負債合計		919,891	
2 固 定 負 債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			919,891
III 正 味 財 産 の 部			
前期繰越正味財産		10,819,844	
当期経常増加額		810,019	
正味財産合計			11,629,863
負債及び正味財産合計			12,549,754

## 監査報告書

令和5年度特定非営利活動法人相馬フォロアーチームの収支決算について、令和6年6月7日に預金通帳並びに領収書など関係書類をもとに監査をいたしました。

その結果、正確かつ適正に処理されていきましたので、ここにご報告いたします。

令和6年6月13日

特定非営利活動法人  
相馬フォロアーチーム

監事 反畑正博



## 令和6年度事業計画（案）

### 【心理ケア事業】

#### （1）学校巡回カウンセリング

相馬市内の東日本大震災の被害が大きかった小・中学校を中心に、相馬フォロアチームのカウンセラーが定期的に巡回し、児童・生徒とその保護者、教職員を対象にカウンセリングを実施する。

##### ① 対象校

中村第二小学校、中村第二中学校、磯部小学校、磯部中学校

##### ② 予定される訪問回数

- ・ 中村第二小学校・・・43回
- ・ 中村第二中学校・・・85回
- ・ 磯部小学校・・・・・・45回
- ・ 磯部中学校・・・・・・42回

#### （2）LVMH子どもアート・メゾンにおける心理相談

LVMH子どもアート・メゾン相談室において、相馬市に在住する乳幼児から18歳までの子どもを対象に、またその保護者等を対象に子育て相談・心のケアを実施する。

#### （3）相馬看護専門学校との提携事業

相馬看護専門学校の学生に対し、心理支援活動を行う。

#### （4）家族・専門家向け講習会

昨年度と同様、幼児・園児・児童・生徒の保護者、及び支援者を対象に講習会を小・中学校の夏季休業明けに実施する予定である。子どもの発達段階や課題及び、年齢に応じた関わり方のポイントについての講義を行う。また、保護者同士の交流の場を設けた座談会も行う。

#### （5）心理支援活動

知能検査の実施、関係者会議（教育相談員等関係者会議や要保護児童対策協議会）への出席を通じて支援活動を行う。

#### （6）関係諸機関との連携

関係諸機関との連携として、関係諸機関との情報交換や研修会への参加（講師としての参加も含む）を行う予定である。

#### （7）震災遺児・孤児に対するケア

関係諸機関と連携し、対象児童・生徒の経過を把握し、必要に応じて支援を行う等、遺児・孤児の成長を継続的に見守る。

### 【学力向上事業】

被災した子どもたちの学力向上をサポートするため市教育委員会と東京大学学生ボランティアの連携による学習会（相馬寺子屋学習会）を共催する。今年度も、18回の実施を予定している。

### 【交流事業】

新型コロナウイルス感染拡大により、中止となっていた交流事業について、現状をふまえ、今後の交流のあり方や内容など検討をしていきたい。

# 令和6年度活動予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取寄付金			
受取寄付金		0	
2 受取助成金等			
受取補助金		0	
3 事業収益			
市委託料収入		23,100,000	
相馬看護学校委託料収入		200,000	
4 その他収益			
受取利息		100	
雑収入		60,000	
経常収益合計			23,360,100
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	9,924,000		
法定福利費	1,370,000		
人件費計	11,294,000		
(2)その他の経費			
旅費通信費	500,000		
賃借料	860,000		
その他事業費	1,170,000		
その他経費計	2,530,000		
事業費計		13,824,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	4,500,000		
法定福利費	612,000		
人件費計	5,112,000		
(2)その他の経費			
旅費通信費	280,000		
賃借料	465,000		
減価償却費	2,000,000		
租税公課	1,200,000		
その他管理費	479,100		
その他経費計	4,424,100		
管理費		9,536,100	
経常費用合計			23,360,100
当期経常増加額			0
当期正味財産増加額			0
前期繰越正味財産額			11,629,863
次期繰越正味財産額			11,629,863

# 特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人相馬フォロアーチームという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県相馬市中村二丁目2番地の15に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、相馬市内の園児、児童、生徒、教員等に対して、東日本大震災により生じた心理的ショックを緩和するための心理的なケアに関する事業を行い、もって相馬市民の心の健康の維持に寄与することと、子供たちの生きる力をはぐくむことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 学校巡回心理ケア事業
  - ② 学力向上事業
  - ③ 交流事業
  - ④ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、相馬市又は学校法人、社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山田 耕一郎
副理事長	志邨 有紀枝
理事	片寄 雅彦
同	小泉 正人
同	近藤 菜々子
同	佐藤 達雄
同	松本 光典
監事	反畑 正博
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この定款は、平成24年3月27日から施行する。

これは当法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人 相馬フォロアーチーム  
理事長 羽根田 万通

## 総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月13日(木) 13:30~14:30
1. 開催場所 LVMH子どもアート・メゾン多目的研修室
1. 会員総数 13名
1. 出席した会員数 13名(表決委任者5名)
1. 審議事項 令和5年度活動報告、活動計算書等の承認について  
令和6年度活動計画(案)、活動予算(案)の承認について

### 1. 議長選任の経過

定刻に至り、進行 佐藤恭司は開会を宣言し、本日の総会は定款定足数を満たしているので有効に成立した旨を告げ、議長の選出方法を諮ったところ、満場一致をもって羽根田万通が議長に選出された。続いて議長からの挨拶後議案の審議に入った。

### 1. 議事の概要及び議決の結果

議案第1号 事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書付議の件

出席した会員全員の承認の決議により可決決定した。

議案第2号 事業計画(案)、活動予算(案)付議の件

出席した会員全員の承認の決議により可決決定した。

議案第3号 任期満了に伴う役員改選について

出席した会員全員の承認の決議により可決決定した。

### 1. 議事録署名人の選任に関する事項

議長から、次の者を議事録署名人に選任したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者が議事録署名人に選出された。

議事録署名人 片 寄 雅 彦

同 近 藤 菜々子

以上をもって総会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣言し、午後2時30分散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

令和6年6月13日

特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム  
総会において

議 長 羽根田 万 通



議事録署名人 片 寄 雅 彦



近 藤 菜々子



理事会議事録

1. 開催日時 令和6年6月13日(木) 14:30~14:40

1. 開催場所 LVMH子どもアート・メゾン多目的研修室  
(相馬市中村二丁目2-15)

1. 理事総数 6名

1. 出席理事数 6名(うち表決委任者3名)

1. 審議事項 理事長・副理事長の選任について

1. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり理事全員が出席したので、理事羽根田万通が選ばれて議長となり、議長席に着き、議案の審議に入った。

議案 理事長・副理事長選任の件

議長は、定款第13条の規定に基づき、理事長・副理事長各1名を選任したい旨を述べ、議場に諮ったところ、全員一致をもって、下記の者が選任された。

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

理事長 羽根田 万 通(重任)

副理事長 長 有紀枝(重任)

1. 議事録署名人の選任に関する事項

議長から、次の者を議事録署名人に選任したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者が議事録署名人に選出された。

議事録署名人 片 寄 雅 彦

同 近 藤 菜々子

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、午後2時40分閉会した。

以上の議事の経過の概要及び議決の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

令和6年6月13日

特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム理事会  
議 長 羽根田 万 通



議事録署名人 片 寄 雅 彦



近 藤 菜々子

